身体拘束でを目指して



身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者のQOL(生活の質)を根本から損なう危険性を有しており、

- ①身体的弊害 (関節の拘縮、筋力低下、食欲の低下等)
- ②精神的弊害(人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感、職員の士気の低下等)
- ③社会的弊害(介護保険施設等に対する社会的な不信・偏見、医療の増加による経済的損失等)を招く恐れがあることから、平成12年4月に施行された介護保険制度においては原則として禁止されています。

「サービスの提供に当たっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」

介護保険法第87条 (指定介護老人福祉施設の基準) の「指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第39号) の第12条 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)の第4項 (介護老人保健施設省令第40号、介護療養型医療施設省令第41号においても同様)



身体拘束の対象となる具体的な行為とは

- ①排御しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵 (サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしら ないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、 Y宇型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精紳薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※上記はあくまで具体的な例であり、上記11項目に無くとも行動を制限している 行為は身体拘束と考えるようにしましょう





身体拘束が省令基準により禁止されている施設

- ①特別養護老人ホーム
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設
- 4短期入所生活介護事業所
- ⑤短期入所療養介護事業所
- ⑥特定施設入所者生活介護事業所(有料老人ホーム、軽費老人ホームのうち指定を受けた施設)
- (7)認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)

緊急やむを得ない場合の対応 (例外規定)

「切迫性」「非代替性」「一時的」といった以下の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手 続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる上、抑制の判断についてはスタッフ個人で行わず施設 内で協議し、記録を残す事が必要となります。

【切 迫 性】利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険に晒される可能性が著しく高いこと

【非代替性】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【一 時 性】身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること



身体拘束廃止に向けての 5つの方針

1 トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を 決意し、現場をバックアップする方針を徹底することがまず重要であり。それによって現場のス タッフは不安が解消され、安心して取り組むことが可能となります。

2 みんなで議論し、共通の意識をもつ

身体拘束の弊害をしっかり認識し、どうすれば廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。その際に最も大事なのは「入所者(利用者)中心」という考え方です。

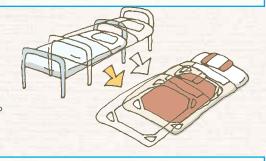


3 まず、身体拘束を必要としない状態の実現をめざす

まず、個々の高齢者についてもう一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態をつくり出す方向を追求していくことが重要です。問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除くことが大切です。

△ 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等 の事故防止対策を併せて講じる必要があります。その第 一は、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくりで あり、第二は、スタッフ全員で助け合える態勢づくりです。



5 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのかを真剣に検討することが求められます。「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、いかに拘束を解除するかを検討することから始める必要があります。



身体拘束をせずに行うケア3つの原則

1 身体拘束を誘発する原因を探り、除去する

身体拘束をやむを得ず行う理由として、徘徊や興奮状態での周囲への迷惑行為、転倒のおそれのある不安定な歩行や点滴の抜去などの危険な行動を防止するために「必要」だといわれることがあります。しかし、それらの状況には必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくありません。したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探りって除去するケアが必要であり、そうすれば身体拘束を行う必要もなくなります。

2 五つの基本的ケアを徹底する

そのためには、まず基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整えることが重要です。



という五つの基本的事項について、その人に合った十分なケアを徹底することです。

また、これらのケアを行う場合には、一人ひとりを見守り、接し、触れ合う機会を増やし、伝えたくてもうまく伝えられない気持ちやサインを受け止め、不安や不快、孤独を少しでも緩和していくことが求められます。

3 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を

このように身体拘束の廃止を実現していく取り組みは、介護保険施設等におけるケア全体の向上や生活環境の改善のきっかけとなり得ます。「身体拘束廃止」を最終ゴールとせず、身体拘束を廃止していく過程で提起されたさまざまな課題を真摯に受け止め、より良いケアの実現に取り組んでいくことが期待されます。

高齢者虐待・身体拘束に関するご相談は…

北海道高齢者総合相談・虐待防止センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 北海道社会福祉総合センター 2 F TEL 011-281-0928 FAX 011-251-6156